

社会保険ひろしま

第854号

- 令和2年4月以降、さらに電子申請が利用しやすくなります！
- 出張相談所開設のご案内（11月） その他
- 令和元年度 第1回 健康保険委員研修会 開催のお知らせ
- 無料でできる歯周簡易検査のご案内
- 【厚生労働省からのお知らせ】 令和元年10月から医療費が変わります
- 交通事故などで健康保険を使用される場合は、協会けんぽへ届出が必要です！
- 傷病手当金・出産手当金支給申請書記入時の注意事項について



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和元年8月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		54,209	53,621
船舶所有者数		278	346
被保険者数	男性	517,912人	390,018人
	女性	314,197人	260,993人
	船員	3,229人	3,315人

日本年金機構からのお知らせ

令和2年4月以降、さらに電子申請が利用しやすくなります！

現在：電子申請するためには電子証明書が必ず必要



**令和2年4月以降：無料で取得可能なID・パスワード（G Biz ID）で電子申請可能
電子証明書が無くても、電子申請が可能になります！**

※ ID・パスワードは今でも取得可能です。

① G Biz IDとは？

「G Biz ID」は、経済産業省により整備された1つのID・パスワードで複数の行政サービスにアクセスできる事業者向けの認証サービスです。「G Biz ID」から無料で取得できるID・パスワードにより、社会保険（労働保険を含む）手続きができるようになります。（今後、補助金申請等、様々な電子申請で順次利用可能となる予定）

② G Biz IDの取得方法

1. G Biz IDのホームページから「gBizIDプライム作成」ボタンを押下して申請書を作成・ダウンロード



→「G Biz ID」には、2種類のアカウントがありますが、社会保険（労働保険を含む）の手続きには「gBizIDプライム」のアカウントが必要です。



<https://gbiz-id.go.jp/top/>

※「G Biz ID」の詳しい内容、手続きについては、上記ホームページを参照ください。

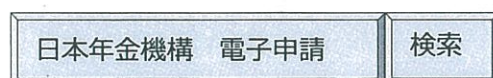
2. 作成した申請書と印鑑証明書を「G Biz ID運用センター」に送付
3. 申請が承認されるとメールが到着（審査に2週間程度必要となります。）
4. メールに記載されたURLをクリックしてパスワードを設定
5. 手続き完了！

③ G Biz IDによる電子申請

機構のホームページから無料でダウンロードできる「届書作成プログラム」を利用して、電子申請を行います。

（「G Biz ID」に対応した「届書作成プログラム」は令和2年4月1日に公開予定）

《届書作成プログラムはこちら》※現時点では「G Biz ID」には対応していません。



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov.html>

◆ 出張相談所開設のご案内（11月）

市 町	日 時		会 場	予約制の有無
				① 予約の受付締め ② 予約先及び電話番号
大竹市	毎週火曜日	10:00～15:30	大竹商工会議所	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
北広島町	11月28日(木)	10:00～15:30	北広島町役場	予約制 ※2 ① 相談日の前日 ② ※2参照
竹原市	11月13日(水)	10:00～15:30	人権センター1階会議室 (竹原市中央5-5-17)	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 呉年金事務所 ☎0823-22-1691
尾道市	毎週火・木曜日	10:00～15:30	尾道市市民会館 (旧：尾道市公会堂別館)	完全予約制 ※1 ① 相談日の前日の午前中 ② 三原年金事務所 ☎0848-63-4111
尾道市因島	毎週月曜日 (11月4日は休日のため 11月5日に振替実施)	10:00～15:30	因島総合福祉保健センター はっさく交流館(旧田熊中学校) 3階第1・2相談室	
尾道市向島	毎週金曜日	10:00～15:30	向島支所 1階相談待合室	
世羅町	11月21日(木)	10:00～15:30	世羅町役場本庁舎	
庄原市	11月20日(水)	10:00～15:00	庄原市役所東城支所	予約制 ※1 ① 相談日の前日 ② 三次年金事務所 ☎0824-62-3107

※1 各年金事務所への予約申し込みは電話音声案内の「1」の後に「2」を押してください。

※2 北広島町役場での年金相談予約申し込みは北広島町役場 町民課国保年金係☎050-5812-1854、芸北支所☎050-5812-2110、大朝支所☎050-5812-2211、豊平支所☎050-5812-1122で受け付けます。

◆ 年金事務所 で年金の予約相談を行っています

ご予約いただくと、お客様のご都合に合わせてスムーズに相談できます。またご相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

予約申し込みは「予約受付専用電話」へ！0570-05-4890

○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。○予約による相談は8:30～16:00（月～金曜日）に実施します。○ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。○お近くの年金事務所でも受け付けています。

◆ 11月30日は「年金の日」です

広島県内の各年金事務所と街角の年金相談センター広島で、9:30～16:00に年金相談を実施します。

◆ 新任事務担当者説明会のご案内

会 場	日 時	管轄年金事務所
広島南年金事務所3階会議室	11月28日(木) 13:30～16:00	広島東年金事務所
備後地域地場産業振興センター (福山市東深津町3-2-13)	11月28日(木) 13:30～16:00	福山年金事務所
呉年金事務所3階会議室	11月15日(金) 13:30～16:00	呉年金事務所
三原年金事務所2階会議室	11月20日(水) 13:30～16:00	三原年金事務所

●対象者 ①新任事務担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方

◆ 手話による年金相談のご案内

会 場	日 時
広島東年金事務所	11月13日(水)
福山年金事務所	13:00～15:00

○毎月第二土曜日(13時～16時)は広島県内の年金事務所への事前申し込みにより、手話による年金相談を行っています。



～協会けんぽ広島支部は加入者の皆様全員の健康増進をめざします～

令和元年度 第1回 健康保険委員研修会 開催のお知らせ

健康保険委員の方を対象に、年金事務所との合同研修会を下記の日程で開催いたします。

内容 年金制度について(遺族年金のしくみ)、健診結果の見方と協会けんぽからのお知らせ

各会場の研修時間は13:30～16:00ですが、はつかいち文化ホール会場のみ14:00～16:20となります。

会場	開催日	会場	開催日
呉阪急ホテル	11月13日(水)	ふくやま芸術文化ホールリーデンローズ(小ホール)	11月21日(木)
東広島芸術文化ホールくらら(小ホール)	11月14日(木)	はつかいち文化ホール(さくらびあ小ホール)	11月22日(金)
三次市民ホール「きりり」	11月19日(火)	広島市南区民文化センター	11月27日(水)
府中市文化センター		三原リージョンプラザ	
広島県民文化センター	11月21日(木)	庄原市民会館	

- 研修当日は事前にお送りしております「ご案内通知」をお持ちください。
- 研修時間は、年金事務所からの説明も含まれます。
- 健康保険委員にご登録されていない事務ご担当者様は、まずはご登録をお願いいたします。
ご登録については、協会けんぽ広島支部ホームページより、「健康保険委員登録届」を印刷しFAXまたは郵送でご提出下さい。健康保険委員の登録は無料です。
なお、令和元年10月1日(火)以降に健康保険委員のご登録をいただき、研修会へ参加希望の方につきましては、お手数料をおかけしますが、下記の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

健康保険委員や研修会に関するお問い合わせは、企画総務グループ☎082-568-1014 までご連絡ください。

無料でできる歯周病簡易検査のご案内

歯周病は、歯肉が細菌で炎症を起こし、出血や腫れだけでなく、放置したまま重症化すると歯が抜け落ちてしまう病気です。また歯周病になると、歯の問題以外にも、糖尿病や心疾患などの様々な病気のリスクを高めるといわれています。

協会けんぽ広島支部では、歯周病の早期発見・治療のため、無料で歯周病の簡易的な検査を行っています。検査方法には下記の2種類の方法がございますので、どちらかお選びください。



検査キット

(検査業者への送料のみ必要です)

こんな場合におすすめ!!

- 少人数で実施したい
- 自分で検査したい

検査方法

- ① 質問票を事業所担当者に提出する。
- ② 無糖ガムを3分間噛み、唾液を採る。
- ③ 検査業者に容器を送り、判定する。

歯科医師派遣

(50人以上推奨)



こんな場合におすすめ!!

- 従業員が多く、効率的に実施したい
- 歯科医師に検査してもらいたい。

検査方法

- ① 質問票を検査会場に提出する。
- ② 水3ccを口に含み、紙コップに吐き出す。
- ③ 歯科医師が試験紙により、判定する。

広島支部のホームページで申込み方法等の詳しい案内(トップページの左下のバナーより)を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。

歯周病簡易検査に関するお問い合わせは、企画総務グループ☎082-568-1014 までご連絡ください。

【厚生労働省からのお知らせ】令和元年10月から医療費が変わります

令和元年10月1日から消費税率10%への引き上げに伴い、初診料、再診料など一部の診療報酬が引き上げられ、医療機関の窓口でお支払いいただく料金が変わります。詳しくは、厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)をご覧ください。

交通事故などで健康保険を使用される場合は、協会けんぽへ届出が必要です!

交通事故や暴力行為などの第三者の行為が原因でケガをした場合でも、**業務上や通勤災害でなければ、健康保険を使って診療を受けることができます。**

健康保険で診療を受けるときは、健康保険証を窓口で提示する際に、交通事故など「第三者の行為による負傷」であることを伝え、受診された後、すみやかに「**交通事故、自損事故、第三者(他人)等の行為による傷病(事故)届**」を協会けんぽへ提出してください。(法律で届出が義務づけられています。)



ポイント

交通事故などの治療費は、過失割合に応じて相手方(加害者)が負担するのが原則です。しかしながら、相手方(加害者)の事情により治療を受けられないということが生じないように、健康保険を使用することで、協会けんぽが治療費の一部を一時的に立て替え、相手方(加害者)へ損害賠償の請求を行う仕組みになっています。

傷病手当金・出産手当金支給申請書記入時の注意事項について

傷病手当金・出産手当金については、受付よりおおむね2週間程度でお支払しています。

しかしながら、申請書の記載内容に不備やもれがあるため、いったん書類をお戻しすることになり、お支払が遅れるケースが見受けられます。

不備やもれが多いケースをまとめましたので、ご申請の前に確認☑をお願いします。

被保険者記入用ページ(1・2ページ目)について

- 振込先指定口座をゆうちょ銀行にされている場合、支店名は漢数字3桁の数字になっていますか?

ゆうちょ銀行の口座を希望される場合は、従来の口座番号(記号、番号(13桁))ではなく、振込専用の店名(漢数字3文字)預金種目、口座番号をご記入下さい。

- 仕事の内容は記入していますか?
 ケガによる申請の場合、「負傷原因届」は添付していますか?
 訂正した部分がある場合、被保険者の印にて訂正印を押していますか?



事業主記入用ページ(3ページ目)について

- 被保険者氏名は記入していますか?
 勤務状況と賃金支払状況は、申請期間を含む賃金計算期間について記入していますか?

例. 5月6日から5月26日までの申請の場合(給与締日15日)
4月16日から5月15日まで { 2か月間の勤務状況と賃金支払状況を
5月16日から6月15日まで { ご記入ください。

- 賃金内訳の単価、証明日は記入していますか?

証明は、給与締日を経過してから記入してください。
なお、出勤簿(写)・賃金台帳(写)は添付不要です。

- 訂正した部分がある場合、事業主の印にて訂正印を押していますか?

★令和元年5月より申請書の様式が新しくなっておりますので新様式での申請にご協力をお願いします。

お問い合わせ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診(がん検診付き)の費用の約6~7割を補助しております。健診後、必要な方には特定保健指導を無料で行ってまいります。ぜひご活用ください。



保険証 保険証が使えるのは退職日当日まで。退職後は速やかに保険証を返却してください。



申請書の郵送にご協力ください。